

犯罪被害者等支援に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市犯罪被害者等支援条例（平成27年西宮市条例第34号。以下「条例」という。）及び西宮市犯罪被害者等支援条例施行規則（平成27年西宮市規則第65号。以下「規則」という。）に基づく犯罪被害者等への支援施策の実施等について、必要な事項を定める。

(入院等)

第2条 条例第2条第5号に規定する「3日以上労務に服することができない程度の症状」は、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師による診断書等に基づくものとする。

(窓口設置)

第3条 条例第6条第2項に規定する窓口は、市民局人権推進部人権平和推進課に置く。

(生計維持)

第4条 規則第2条第2項第2号に規定する「犯罪被害者の収入によって生計を維持していた」とは、原則として、当該遺族の世帯収入のうち2分の1以上について、犯罪被害者の収入が充てられていたものとする。

(申請書等の様式)

第5条 規則第5条、第10条及び第13条に定める犯罪被害者等支援申請書（以下「各申請書」という。）は、次の表に定めるものとする。

	犯罪被害者が申請する場合	遺族が申請する場合
規則第5条関係（助成の申請）	様式第1号	様式第2号
規則第10条関係（支援金の申請）	様式第3号	様式第4号
規則第13条関係（一時住居の申請）	様式第5号	様式第6号

2 規則第5条第1項第1号アに規定する医師の診断書は、様式第7号に定めるものとする。

3 規則第6条に規定する通知書は、様式第8号に定めるものとする。

(遺族が申請する場合の住民票の写し)

第6条 規則第5条第1項第2号ウの規定による同項第1号イの書類は、次の各号に定めるすべてのものとする。

- (1) 遺族の世帯分で世帯主及び続柄を記載したもの
- (2) 犯罪被害者の住民票（除票）の写し

(審査)

第7条 規則第6条に規定する審査は、各申請書及びその添付書類に基づき、条例等に従ったものであるか審査するとともに、当該犯罪被害について警察等に照会・聴取することにより、その状況及び内容が支援要件に該当するか否か確かめることとする。

(一時的な住居の提供関係)

第8条 市長は、規則第13条に基づく申請があった場合は、市営住宅の一時使用ができるか否か確認等を

行っただうえで、提供の決定を行うものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、犯罪被害者等支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(実施時期)

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

(実施時期)

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

(実施時期)

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。